

第 1067 回教育委員会 会議録

平成 31 年 3 月 13 日

15:00~16:15

①開 会

<廣瀬教育長>

ただいまから、第 1067 回教育委員会を開会いたします。

<廣瀬教育長>

議事等に先立ち、申し上げます。

さきほど、6 名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<廣瀬教育長>

会議録署名委員に、涌井委員と武田委員を指名いたします。

③会期の決定

<廣瀬教育長>

会期は、本日 1 日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、会期は本日 1 日に決定いたします。

④報 告

<廣瀬教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1)「第74回国民体育大会冬季大会山形県選手団の結果について」は、資料の配付をもって報告とし、事務局からの説明は省略といたします。

<廣瀬教育長>

次に、(2)「平成 31 年度山形県公立高等学校入学者選抜の概要について」、高校教育課長から報告してください。

<高校教育課長>

平成31年度山形県公立高等学校入学者選抜の概要について御説明いたします。

報告資料の 2-1 を御覧ください。

「1 日程」については、記載の予定どおり進んでおり、17日の合格発表を残すのみとなっております。

続きまして、「2 実施学校数及び学科数」についてです。

初めに、推薦選抜の実施状況を御説明いたします。

推薦選抜は普通科を除く学科で実施することができますが、全日制においては、山形東高校探究科、米沢興譲館高校探究科、酒田東高校探究科、鶴岡南高校理数科、鶴岡中央高校総合学科では実施いたしませんでした。今年度の実施校は、昨年度より 1 学科減の 26 校、65 学科となっております。また、定時制では、推薦選抜を実施できる高校は、工業科を置く米沢工業と鶴岡工業の 2 校ですが、いずれも実施いたしませんでした。

次に、一般選抜を実施した学校数と学科数は、昨年度から1学科減の全日制42校、99学科、定時制5校、5学科、合計47校、104学科となっております。

次に、「3 推薦志願、推薦合格内定、一般志願状況」を御覧ください。入学定員は、全日制で7,120名、前年度より240名の減となっております。これは、全日制、山形南高校普通科、上山明新館高校普通科、谷地高校普通科、小国高校普通科、鶴岡中央高校総合学科、酒田工業高校工業科の学級減に伴うものです。

全日制の推薦選抜の募集人員は830名で、前年度より10名の減となり、入学定員に対する募集人員の割合は、表にはございませんが11.7%で、昨年度より0.3ポイント増加しました。

全日制の推薦選抜の志願者数は1,049名で、昨年度に比べて31名の減少となりました。

推薦選抜の志願倍率は、表にはございませんが1.26倍で0.03ポイントの減少となりましたが、過去3番目に高い倍率となりました。

推薦選抜の結果、内定者数は792名と、昨年度と比較いたしますと12名の増となっております。また、連携型選抜において24名の受験者の合格が内定しております。

なお、併設型中学校の東桜学館中学校から併設型高等学校への入学予定者数は97名となっております。

次に、一般選抜定員は、全日制が6,207名、定時制が280名、全定員合わせて、表にはございませんが6,487名となっております。また、一般選抜志願者数は、全日制5,849名、定時制が124名、全定員合わせて、表にはございませんが5,973名で、昨年度より555名の減となっております。その結果、一般選抜志願倍率は、全日制は0.94倍で0.04ポイントの減、定時制は0.44倍で0.01ポイントの減となっております。

一般選抜の今年度の傾向は、昨年度より募集している探究科、普通科探究コースにおいては志願者が多く、高倍率となりました。

次に、加茂水産高校、遊佐高校で、昨年度より県外からの志願者受け入れ制度を行っておりますが、この制度の初めての志願者として加茂水産高校に4名が志願したことが挙げられます。

続いて、今回の学力検査における出題の狙いについては、次のとじ込み資料を準備いたしました。特に、2ページには今年度の出題傾向を示しておりますので、御覧ください。

10日の学力検査を受け、各学校では新たに策定した採点マニュアル、これに基づき、採点業務を進めております。合格発表は17日、新庄北最上校と新庄南金山校の10時を皮切りに、16時まで全ての高校で行われることとなっております。

以上でございます。

<廣瀬教育長>

ただいまの報告について御質問等はございますでしょうか。

<涌井委員>

加茂水産高校さんに県外から4名ということで、どのあたりの出身な

のですか。

<高校教育課長> その件は公表はしておりません。

<廣瀬教育長> 何か努力しなくちゃいけない。

<高校教育課長> 加茂水産高校は隣には秋田県があつて秋田には秋田県立男鹿海洋高校がございます。新潟には新潟海洋高校がございます。それぞれ特色がありまして、秋田の男鹿海洋高校は実習船を持っておりません。それから、新潟海洋高校は糸魚川にあるものですから、新潟市、村上市から非常に遠いということになります。そのようなことで、昨年度から由利本庄までですね、秋田県のほうに積極的に、加茂水産をPRして来まして、それから村上にもPRしてきました。あと、一番の広告塔となります加茂水族館、そちらのほうに、この水族館で学べますというポスターを掲示しました。そして、パンフレットが大体200部くらい出ています。そんなことで5件ぐらいの問い合わせがあつたということになります。

<廣瀬教育長> ほかになければ、次に、(3)「中高一貫教育校設置に係る庄内地区懇談会について」、高校教育課 高校改革推進室長から報告してください。

<高校改革推進室長> では、私のほうから、2月12日に実施いたしました中高一貫校設置に係る庄内地区懇談会について、記録概要、各自治体の発言の要点、それから論点についてまとめましたので、御報告いたします。

資料1を御覧ください。

2月12日に庄内町文化創造館響ホールにて、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町の各副市長、副町長及び教育長、県教育委員会からは、廣瀬教育長、高校改革推進室長が参加いたしまして、懇談会を実施いたしました。

4の内容でございますけれども、県教育委員会挨拶の後、経過等の説明に続きまして、庄内地区への併設型中高一貫教育校の設置の意義、それから県教育委員会の設置案に対する意見、その他について意見交換を行いました。

資料1の1ページから14ページにわたって、参加者の発言の概要をまとめております。また、発言の要点と思われる部分に下線を引いております。分量が膨大になりますので、要点をより把握しやすくできるように資料2を作成いたしました。

資料2を御覧ください。

これは、資料1の各下線の要点をそれぞれ2、3行程度に要約したものでございます。2ページにわたってまとめております。資料1、資料2とも事前にお目通しいただいているかと思っておりますので、ここでは説明を省略させていただきたいと思っております。

その次、資料3を御覧ください。

これは、資料2にまとめました発言の要点を、今度は論点ごとに整理

し直したものでございます。論点は大きく3つに分類いたしました。

初めに、1番、庄内地区への中高一貫教育校設置の意義に関する意見につきましては、まず一つ目のひし形ですが、中高一貫教育校の教育効果への期待として、例えば一つ目の計画的・継続的な教育により、個性・能力・創造性を伸長するなど、5点ほどいただきました。

また、その下、先進事例で既に効果が実証されているとの指摘といたしまして、多くの私立高校ですとか都立高校などで、中高一貫教育による実績を上げているという指摘もありました。

また、その下、選択肢の拡大への期待といたしまして、もっと頑張りたい子どもたちの選択肢となるなど、3点ございました。

これに対しまして、酒田市からは、その下の黒いひし形になりますが、期待される効果への疑念といたしまして、本当にゆとりができるのか等といった懸念があるなど、3点の指摘があったところでございます。

次に、その下、周辺小中学校への望ましい影響、あるいは望ましくない影響への対応といたしまして、例えば探究型学習など既存中学校も県立中学校に負けない学校づくりをしていくなど、3点の意見がありました。

それに対して、酒田市から、周辺小中学校への望ましくない影響として、小さな、庄内のような小さな地域に中高一貫教育校をつくる場合、教職員など影響が大きいという意見がありました。

次、2番目、県教育委員会の設置に関する意見については、全般的な賛成意見としては、県教委の設置案はよく練られた案であるなど、3点の意見があったところです。

また、2ページにいきまして、設置場所や母体となる高校への賛成意見といたしまして、例えば庄内総合高校を中高一貫とした場合のイメージが持てない、鶴岡南と鶴岡北の統合高校に設置するとなれば、地域の方々にもどういった高校になるのかというイメージを持ちやすいのではないかなど、3点の意見があったところです。

これに対しまして、その下の黒いところですが、設置場所や母体となる高校への反対意見といたしまして、庄内のどのエリアからも通学しやすい場所が望ましい。もう一点、鶴岡市と酒田市のバランスが崩れてしまう、鶴岡南と鶴岡北高校の統合高校以外の学校を拠点としたものにしてほしいと、この2点が上げられました。

最後に、3番、地域の理解促進や合意形成過程等に関する意見がございまして、一つには、庄内全体での議論の場が設けられたことを評価する意見といたしまして、このような意見交換の場が設けられ、また、庄内開発協議会でも要望してきたことであるので賛成の立場だというようなことなど2点でした。

また、その下です。計画を決定した上で具体的な検討や説明をしていくべきとの意見として、市民の理解は着実に深められている。計画決定がなされないことに不安の声もある。今後は、学校像、教育課程等を具体的に検討し、保護者等に説明していく段階なのではないかなど3点でございました。

これに対して、酒田市からですが、その下の黒いひし形です。説明や議論が不十分との意見といたしまして、庄内地域に設置した場合の影響について詳細な分析がなされていない。地域全体の意見を慎重に聞いて進めるべきであるが、説明もされていないなど2点ございました。

また、高校再編と切り離せない、中高一貫の設置が高校再編と切り離せないという意見として、田川地区の高校再編は中高一貫教育校を設置する絶好の機会であるとの意見がある一方、酒田市ですが、高校再編と切り離すべきということで、高校再編が終わった酒田市としては、高校再編とは切り離した議論がしたいという意見をいただいております。

駆け足で2月12日の懇談会の報告を以上いたしました。自治体の発言の中に、まだ議論が不十分で共通理解を図るための機会をさらに設けるべきだといった趣旨の発言がございましたので、各自治体と協議した結果、第2回の懇談会を開催することになりました。それについては別紙を御覧ください。

3月18日月曜日午後6時30分から庄内総合支庁におきまして、前回と同じく各自治体の副市長、副町長及び教育長に御参加いただいて、第2回の庄内地区懇談会を開催いたします。

5の内容ですが、第1回は、各自治体の意見を述べていただいた上で、専ら自治体間での意見交換でございました。そこで、第2回懇談会では、先ほど報告した資料3で整理した論点についての県教育委員会の考え方や対応案をまずは説明した上で、それについての意見をさらにお伺いしたいというふうに考えております。

それで、次の資料4を御覧いただきたいと思っております。

これは、先ほど説明いたしました第1回懇談会の論点に対する県教育委員会の見解についての原案でございます。これまで田川地区の再編については、教育委員の皆様にも小まめに進捗状況を報告しておりますけれども、資料4は、そこでいただいた御意見、これまで皆様からいただいた御意見を踏まえてまとめたものでございます。

なお、資料1から3は、各自治体から確認をいただいたということで確定版として報道の皆様にもお渡ししておりますけれども、この資料4につきましては、本日、今から皆様からいただく意見を受けて必要に応じて修正することとなる未定稿ですので、教育委員の皆様にも、紙としては配付させていただいておりますので、御了承いただきたいと思います。

なお、18日、完成版として、第2回懇談会で、これは皆様にお示ししたいと思います。

では、資料4を御説明させていただきます。

まず、先ほどの論点のままですが、1番目の庄内地区への中高一貫教育校設置の意義に関する意見につきまして、(1)意向調査では、鶴岡市、三川町、庄内町からは、中高一貫教育校の教育効果への期待や選抜肢の拡大への期待とともに、「設置すべき」との回答があった。酒田市の回答にも、「多様な教育を受ける機会を確保するため、中高一貫教育

校設置の意義は認める」との記載がある。遊佐町は、「設置すべきではない」との回答であったが、第1回懇談会においては、「議論の場が設けられたことを評価し、設置について異議はない」との発言があった。また、庄内開発協議会からも、平成27年度から一貫して庄内地区への中高一貫教育校の設置要望を受けている。以上のことから、庄内地区の全自治体が一致して設置の意義を認めていると判断できる。

(2) 第1回懇談会で示された疑念等に対する県教育委員会の考え方・対応案は以下のとおりで、4点ございます。

1点目、本当にゆとりができるのかなどといった懸念があるという指摘でございます。これに対する県教育委員会の考え方は、今から申し上げるとおりです。

中央教育審議会第二次答申（平成9年6月）では、中高一貫教育の利点として、「高等学校入学者選抜の影響を受けずにゆとりのある安定的な学校生活を送れること」を挙げている。ここで言う「ゆとり」とは、学校生活のリズムがゆったりしているということではなく、高等学校入学者選抜に向けた準備を必要としない分、探究型学習を深めたり、様々な体験的な活動を行ったりする時間的な余裕があるということであると認識している。実際、東桜学館や他県の公立中高一貫教育校においても、このような実践を通して成果を上げている。また、高等学校入学者選抜がないことによる心のゆとりから、個性、創造性の伸長が図られることも期待できるという考え方です。

2点目は、探究型の教育やリーダーの育成は中高一貫教育校以外でもできるという指摘に対してです。

県教育委員会の考え方です。

中高一貫教育校以外における探究型学習やリーダーの育成を否定しているものではない。実際、県教育委員会では、小中高を通した全ての学校で探究型学習の推進に力を入れている。また、各学校においては、一人一人の子どもの適性や興味・関心に応じて、将来、社会のさまざまな分野でリーダーとして活躍するための資質・能力の育成に取り組んでいる。中高一貫教育校の設置は、6年間の一貫した教育活動を通して、そのような資質・能力をより一層伸長することを意図しているが、あくまでも中等教育の選択肢の一つを提供するものである。

3点目になります。中学校と高校、それぞれの単位で能力を伸ばすのが今のトレンドであるという指摘がございました。

これに対する県教委の考え方です。

中等教育学校及び併設型中高一貫教育校の設置数は年々増加しており、平成30年度現在で、国公立立合わせて543校となっている。また、例えば茨城県では、今後新たに県立の中高一貫教育校を10校設置する計画を公表しており、ほかにも今後の設置構想がある県は多数ある。本県では、平成28年に東桜学館が開校したが、それまでは、国公立立を合わせると、全国の都道府県の中で、中等教育学校または併設型中高一貫教育校が設置されていない唯一の県であった。現状では、庄内地区の子どもたちが、実質的に中高一貫教育校を選択できないことが大きな課題で

あると認識している。

4点目になります。小さな地域に中高一貫教育校をつくる場合、教職員の労力など影響が大きいという指摘がございました。

これに対する県教委の考えです。

中高一貫教育校の設置には、周辺中学校の生徒数減少、受験競争の低年齢化、教職員の負担増などの影響が懸念されるものの、第1回懇談会で数多く指摘されたとおり、中高一貫教育校の教育効果や選択肢の拡大など、懸念を上回る大きなメリットが期待できるとの判断から、庄内地区への設置案を提案している。

同時に、懸念される影響を最小限に抑える取り組みが必要と認識している。例えば、周辺中学校の生徒数に過大な影響を及ぼさないよう、庄内地区の将来の小学校卒業生数に見合った中学校の定員を検討する。受験競争の低年齢化については、地方都市における公立中高一貫教育校の志願倍率を見ると、大都市圏とは異なり、受験競争が過熱化しているとは言えない状況にあるものの、入学者選抜における適性検査問題を普段の小学校での学習で十分対応できるようにすることなど、受験者の負担軽減を図る。

それから、教職員の負担については、法律により学校規模に応じて配置される教員数で学校を運営するという点で、その地域の大小とは無関係ではあるけれども、なお、開校準備段階で教育行政側から手厚い支援を行うなど、教職員の負担軽減に努める。

以上でございます。

次、大きい2番目として、県教育委員会の設置案に対する意見についての県教育委員会の考え方です。

(1) 県教育委員会では、田川地区の中学校卒業生数が大幅に減少する中、多様な生徒のニーズに対応しつつ、できるだけ充実した教育環境を提供するため、田川地区の県立高校再編整備計画を検討してきた。また、庄内地区への中高一貫教育校の設置要望を具体化するに当たり、1つ、生徒数の将来見通し、2つ、高校再編整備との整合性、3つ、現実的な校舎活用、4つ、設置に向けた市民の理解促進の努力の点から、鶴岡市の設置が適切と判断した上で、鶴岡南高校と鶴岡北高校の統合高校が目指す学校像と中高一貫教育の親和性が極めて高いと考えて、現在の計画案を提示するに至った。

この計画案については、本年度実施した鶴岡市内の県立高校再編整備に係る関係者懇談会において、概ね賛同を得た。また、第1回懇談会、この自治体が集まった第1回懇談会においては、酒田市以外自治体からは、積極的賛成または基本的に異議なしとの意見をいただいた。さらに、酒田市が開催した庄内地区中高一貫教育校の設置に係る懇談会、これは県から各自治体に意向調査をしたときに、酒田市が回答を考える上で、酒田市が主催して、保護者ですとか、校長先生ですとか、有識者を集めて、酒田市が開催した、その懇談会です。これにおいても、県教育委員会の案に対する賛成意見を少なからずいただいている。

(2) 第1回懇談会で反対意見に対する県教委の考え方、第1回で示

された反対意見に対する県教委の考え方・対応案は以下のとおりです。
これは2点ございました。

1点目です。庄内のどのエリアからも通学しやすい場所が望ましいという指摘です。

これに対する県教委の考え方は次のとおりです。

庄内の地理的条件や公共交通機関の整備状況を考慮した場合、庄内のどのエリアからも通学しやすい場所として、庄内総合高校への設置が想定される。しかし、庄内町からは、庄内総合高校を中高一貫とした場合のイメージが持てないとの理由で設置要望はない。県教育委員会としても、庄内総合高校の規模や特色を考えた場合、定時制・通信制を併設し、生徒の幅広い学習ニーズに対応した新しいタイプの学校とするのが適切であろうとの判断から、そのような計画を昨年3月の県教育委員会において決定し、既に準備作業を進めている。

また、庄内町に庄内総合高校とは別に新たな学校を設置する可能性も考えられるが、そのためには生徒数の急激な減少に対応した高校再編整備を進める必要があることから、鶴岡市内の高校と酒田市内の高校、例えば鶴岡南高校と酒田東高校を統合して設置することとなる。これについては、両市民や関係者の理解を得にくいと予想されることや、新たな校舎の建設が必要なことなど課題が多い。

以上のことから、現実的な対応として、北庄内方面からの通学距離が長いという課題はあるものの、前述の理由から鶴岡市が適地と判断した。

2点目は、酒田市と鶴岡市のバランスが崩れてしまう、鶴岡南と鶴岡北の統合校以外の学校を拠点とする中高一貫としてほしいという指摘がありました。

これに対する県教育委員会の考え方ですが、県教育委員会としては、中高一貫教育の選択肢を提供することにより、庄内地区全体の教育環境の充実を図ることが重要であると認識している。バランスが崩れるとの指摘の根底に、酒田東高校の学力が低下するとの懸念があるようだが、県教育委員会では平成30年度より酒田東高校に探究科を設置し、中核教員を配置するなど、庄内地区の高校における探究型学習を牽引する役割を担えるよう支援を行っており、今後とも鶴岡市内の高校と切磋琢磨できる関係性は続いていくものと考えている。

また、鶴岡南高校と鶴岡北高校の統合高校以外の学校を拠点とした中高一貫とするという意図が、入学希望者が多くない学校であれば、酒田市への影響が小さいだろうということだとすると、教育サービスを受ける子どもや保護者の視点が欠けていると言わざるを得ない。

なお、県教育委員会では、鶴岡市内の県立高校再編整備に係る関係者懇談会において、鶴岡中央高校を中高一貫教育校とする対案を検討した結果として、中学校の入学者を安定的に確保できるか不明であり、また、高校段階で、中学校から高校に上がる段階で他校への流出も予想されると分析しているということでございます。

最後、3番、地域の理解促進や合意形成過程等に関する意見について。

まず（１）ですが、現在示している鶴岡市の中高一貫教育校の設置案は、鶴岡市及び庄内開発協議会の要望を十分に踏まえて検討したものが、公表後の地域説明会やパブリックコメントでは賛否が拮抗していたため、保護者、教育関係者、産業界、関係高校同窓会などから幅広く意見を聞き、議論をしてきた。また、庄内全体の声を聞いて進めてほしいとの酒田市などからの要望を受けて、改めて各自治体への意向調査を実施するとともに、各自治体の代表による意見交換の場を設けている。このように十分時間をかけて議論し、地域全体の意見を慎重に聞いて進めている。さらに、市民の理解は着実に進められており、むしろ、いまだ計画決定がなされていないことに不安の声があるとの指摘もある。

県教育委員会としては、本県の中高一貫教育校の整備が遅れている現状、これまでの検討の経過、地元からの強い要望、子どもや保護者の期待などを踏まえ、一定の方向性を定める時期にあると認識している。

（２）第１回懇談会での指摘に対する県教委の考え方・対応案です。これ、３点ございます。

１点目、庄内地域に設置した場合の影響について詳細な分析がなされていない。地域全体の意見を慎重に聞いて進めるべきだが、説明もされていないという指摘に対しての県教委の考え方は次のとおりです。

県教育委員会では、平成30年10月に本県の併設型中高一貫教育校について詳細な中間検証を行った。その中で、東桜学館周辺の６市町の教育委員会、小学校43校、中学校16校にアンケート調査を実施したところ、東桜学館中学校の開校による周辺小中学校への影響は極めて限定的であるとの結果であった。庄内地区と東桜学館の条件が異なる部分はあるものの、傾向としては大いに参考になるものと考えている。また、前述の１の（２）の④で述べたとおり、具体的な検討を進める過程で懸念される影響をできるだけ抑えるための方策を考えることが重要であるというふうに認識している。

地域全体の意見を慎重に聞いて進めることについては、現在まさに実践しているところであるが、県教育委員会において方針決定をした場合は、具体的な検討を進める過程で地域全体の声をさらに聞いていく。また、酒田市民に対する説明については、これまでも平成30年１月の酒田市教育委員会研修会や、先ほど説明した酒田市主催の同年10月の第１回庄内地区中高一貫教育校設置に係る懇談会において丁寧に行ってきたが、方針決定した場合は、保護者等を対象とした具体的な学校像に関する説明会を庄内全域で行っていく予定である。

２点目は、中高一貫教育校の共通認識、それから学校の具体的なイメージが足りない。目指す学校像を皆で考えて理解する必要がある。さまざまな機会を捉えて説明してほしいという指摘に対する県教委の考えです。

庄内地区に設置を計画している中高一貫教育校の概要及び想定される教育上の主な特色については、田川地区の県立高校再編整備計画第２次計画案、これは参考として冊子をお手元に手持ちとしてお配りしているかと思っておりますけれども、平成30年１月、教育委員の皆様、御説明し

たものですが、これの10から11ページにその特色について記し、県教育委員会として目指す方向を示している。

鶴岡南高校と鶴岡北高校の伝統や特色を継承しながら、中高一貫教育のメリットを生かし、高等教育機関等と連携した探究型学習の推進、外国語教育や理数教育の充実、地域資源を生かした体験活動の充実などを想定した中高一貫教育校です。

このような県教育委員会の案を前提として、様々な場で意見聴取や議論をした結果、概ね賛同をいただいているものと認識している。

ただし、広く一般市民に周知されている状況ではないことから、方針決定をした場合は、保護者等を対象とした具体的な学校像等に関する説明会を庄内全域で行っていく予定である。

最後になります。3点目の指摘です。高校再編が終わった酒田市としては、高校再編とは切り離して議論したいという指摘についてです。

本来、高校再編整備と中高一貫教育校の設置は別物である。庄内への併設型中高一貫教育校のモデル校の設置を検討するのに当たり、田川地区の高校再編整備計画と整合性がとれていることを鶴岡市への設置理由の一つに挙げているが、酒田市内の4校の統合が完了していることで酒田市への中高一貫教育校の設置の可能性を排除しているわけではない。

酒田市からは県教育委員会の案への具体的な対案は提示されていないが、もし仮に、将来的に北庄内地域から通学しやすい中高一貫教育校を酒田市に設置してほしいとの要望があった場合は、子どもや保護者のニーズに合う学校像はどのようなものか、どの高校を母体とするか、校舎活用・整備はどのようにするかなどを検討し、実現可能性を探ることになると認識しているというような考え方でございます。

以上、県教育委員会の考え方の原案です。原案を今、御説明申し上げましたが、このような示し方でよいか、皆様の御意見いただければというふうに思います。

あと、もう一点ですが、今の資料4の4ページの6行目から8ページにかけてになりますけれども、ここに、「県教育委員会としては、本県の中高一貫教育校の整備が遅れている現状、これまでの検討の経過、地元からの強い要望、子どもや保護者の期待などを踏まえて一定の方向性を定める時期にあると認識している」というふうにここに一応まとめたわけですが、もしこれでよしということであれば具体的に、今度3月18日に第2回懇談会をやるわけですが、それ以降の進め方について、どのように進めていくべきかについて、あわせて御意見、お考えをいただければ大変ありがたいというふうに思います。

私からは以上でございます。

<廣瀬教育長>

では、協議していただく論点2つございます。

まず最初の、資料4ですね、県教育委員会として整理された論点に対する考え方の原案をまとめさせていただいております。これについて何か御意見ございますでしょうか。

<山 川 委 員>

今、示された委員会の設置案に対する県教育委員会の案には、私は基本的に賛成です。これまで様々な委員会の中で申し上げてきたことや私の考え方とある程度、一致している部分があると言ってもいいんですけども。それで、要するに生徒数が減少するというのはもう明らかで、それを踏まえて高校の再編整備をする必要があるということは、もうこれは皆さんわかっていること。

それから、中高一貫校の教育の制度について、さまざまな長所があるということは、分かりにくいことはあったかと思うんですけども、これまでの説明でかなり理解を得たというふうに思っています。それで、その2つが組み合わさって、今回、田川地区に鶴岡南と鶴岡北高が統合して中高一貫校をつくと。これは親和性があるという表現になっていますけれども、要するに2つの制度をつくることによって、より最大限の効果を図り得るという意味だと思っただけですね。それもそのとおりだというふうに認識しております。

それから、様々な懸念もあるというのはわかっていますので、ただそれを完全な形で払拭するというのはなかなか難しい。もう一つの論点に関わるのかもしれませんが、こういう段階に来ているとすると、先ほど最初に言った再編整備計画の必要性はもう待たないことでもあって、相当程度の理解は得られたということであれば、もう早期に決定して、具体的な準備に入ることが大事だと思います。そうでないと、整備はまだできないということですね。整備だけやって、中高一貫はしないというような選択肢もあるのかもしれませんが、それはここまで議論してきたこととはちょっと違うというふうになると思うんですね。

だから、3月18日でもう1回、県の教育委員会の考え方を提示して議論いただくということだと思っただけですけども、もうこのあたりで具体的な決定をして、ただ決定後も地域全体の、特に酒田地区の懸念があるということであれば、やっぱり具体的な制度を策定していく段階でいろいろ意見を聞きながら進めていくということであるべきなんじゃないのかなと私は思っています。

<廣瀬教育長>

二つ目の論点である3月18日以降の進め方についても、ただいま御発言いただきました。含めてでも結構でございます。ほかの委員の皆さんからも御発言お願いいたします。

<涌井委員>

私も基本的には賛成です。常に東北という地に暮らしていて、いつも考えるのが、地方と都市部との格差についてです。やはりそういった教育においても、まさに教育格差というのが明らかなものであって、子どもを持つ親としては、地方に暮らしていても、豊かな教育環境の中で、いろんな選択肢の中で子どもたちが学びを深めていったり、自分自身の能力を育ていけるという環境を作ってあげるのが社会の役割だと思っています。多様な選択肢というものを設けるという意味においても、

庄内地域に中高一貫校をぜひ設置していただきたいと考えています。

御意見の中で、探究型の教育やリーダーの育成は中高一貫教育校以外でもできると御意見があったんですが、まさにそのとおりだと思うんです。鶴岡には中高一貫校が予定され、そして酒田東高校には探究科が設置されているのですから、そこでぜひ探究科で頑張ってください。そういった探究科への期待というのを私は持っております。他県の状況で、宮城県では中高一貫教育校以外の学校さんが非常に頑張っていて、そういったのが具体的に大学入試の結果にも表れておりますし、そういった観点から見ても、中高一貫教育校以外でのリーダーの育成というのも本当に必要なことですし、ぜひそちらに県教育委員会としても力を入れていきたい、入れていくべきだと考えます。

あとは、酒田市さんでは、もしかして中高一貫教育校に優秀な子どもたちが流れていくんじゃないかという御心配もおありなのかなと思うんですけれども、何しろやはり定員は決まっています、さらに小学校3、4年生と5、6年生の段階で幾ら優秀なお子さんだとしても、その学校に行きたいという気持ちを持つかどうかというのは別問題だということと、やはり通えるか通えないかの条件が異なるお子さん、そういったいろんな観点から全ての優秀なお子さんがある学校に入るといったことは全く違う話じゃないかなと考えます。

またさらに、中学、高校で力を伸ばすお子さんもいらっしゃいます。定員は決まっていますので、優秀なお子さんが全てそこに流れるというようなことでは決してないと思いますし、そうじゃないお子さんは地域の中学校で力をつけ、県立高校に3年間学んでさらに力をつけて、そして大学に入るなり就職するなりという形で能力を伸ばしていくという道筋も全く否定するものではないですし、懸念されている影響というのは非常に限定的という表現がありましたけれども、そうではないかと私も考えます。

今、少子化がびっくりするぐらいのスピードで進んでくると私も実感として感じています。自分の子どもが通っている小学校が、毎年10人とか20人とかという感じで児童数が激減していて、地域の学校成り立たないんじゃないかと心配になってくるぐらい、生徒数の、児童生徒数の減少がものすごいスピードで進んでいると思いますので、そういったことも考えて一刻も早く計画を進めていただいて、一人でも多くのお子さんが早く中高一貫教育校で学んでいただけるような環境をつくっていただきたいなと思います。

<廣瀬教育長>

ありがとうございました。ほかの委員からも。

<片桐委員>

今、お二人の委員の方からお話がありましたけれども、私も本当に同感でございます。

それで、庄内地域全体の意見を聞いて県の教育委員会は進めてきている経緯があるわけですが、こうやって十分な時間をかけて議論して、地域全体の意見を慎重に聞いて進めてきたという経緯もあるわけな

んですけれども、各自治体の意見を整理したところ、酒田市以外の自治体は概ね理解を示してくれているなどは思いますけれども、酒田市からは庄内における中高一貫校の影響は非常に大きくて地域のバランスが崩れるのではないかという意見があったり、また、自治体のみならず地元の住民からは反対意見があるということも事実でございます。この件に関して考える市民団体が立ち上がっているというようなことを考えても、時間を要してきた議論であることは否めないと思います。

しかしながら、議論は大変深まっておりますし、むしろ未だ計画決定がなされていないことが地元の方々の不安をおおっているというようなこともあり、庄内在住の私としては、身近なところで本当にさまざまな意見が交錯しているということを感じているところです。

ともあれ、第1回懇談会で示された反対意見に対する県教育委員会の考え方とか対応案は本当に丁寧になされているわけで、一定の方向性を定めなければならない時期なのかなと考えます。

3月18日に第2回の懇談会が行われるわけですので、その場でとても反対している酒田市がどのように言うてくるのかなという所にも注目したいですし、今後ますます議論を深める契機かなと思いますので、私としては大賛成であるとは言えないんですけれども、ここで方向性は定めなければならないと思います。

以上です。

<廣瀬教育長>

ありがとうございました。武田委員からお願いします。

<武田委員>

前回の懇談会の論点で私も疑問に思った点があったんですけれども、それについて今回の教育委員会の見解として非常に丁寧にわかりやすく納得しやすいような形でまとめていただいたなと思っております。

私も地方と首都圏の教育格差の解消のため、中高一貫校というのは本当に様々なメリットもありますし、非常に結果を出しているのかなと思いますので、地域の子どもたちがいろんな学習機会に恵まれるということはやはり優先されるべきだなと思っております。

その中で方向性をきちんと示す、そして具体的な検討を進める中で懸念される影響をどれだけ抑えるかが重要という中で、田川地区の再編の中の中高一貫校ではなくて、庄内地区の地域の発展に寄与する人材を育てる方向であるということを十分踏まえた上で、庄内地区全体の社会に開かれた教育機関であるという所を念頭に置いた教育課程を築いていただきたいなと思います。

このため、少し気になったのが、どこまで鶴岡南、鶴岡北高校の伝統や特色の継承というあたりで、よい伝統はもちろん継承すべきだと思うんですけれども、その辺はどこまで継承するのか。鶴岡の市民の方の、もしくは同窓会の方々の思いというのも強いとは思いますが、次の時代を見据えて新たな学校をつくっていくんだというような方向を強くぜひ示していただきたいなと思っております。以上です。

<廣瀬教育長>

ありがとうございました。森岡委員お願いします。

<森岡委員>

まず一つ目は、この庄内地区の懇談会の論点の見解についてですけれども、これまでの教育委員会の私どもの議論も含めて、大変的確に、そして偏りがなくまとめていただいているんじゃないかなと見せていただきました。

二つ目に関しては、これまで委員の方が述べられたことと同じ考えでございます。県の教育委員会としましては、これまでの県の教育大綱や6教審の計画、その他のさまざまな県教育委員会の年次ごとの計画についても、県議会を含め、さまざまな承認等のプロセスについてしっかりと議論、お示しさせていただいて、これまでしっかりとプロセスを踏むことができたのではないかなと。これまでのプロセスについては間違っていないと私も考えております。

全国では、この一貫教育の実践成果を上げている実績として五百数十校の設置、あるいは今後もこの一貫校の教育については伸ばしていきたいという自治体がほとんどなわけですので、どの都道府県も実践成果を上げているという実績から、一貫校の教育成果が出ていると判断をしているのではないかなと確信しております。私も、子どもたちの将来、それから教育の平等性、そういったものに鑑みた場合、さらには保護者の観点からも、これ以上の遅滞を避けていかなきゃいけないんじゃないかなと、このように考えます。

以上です。

<廣瀬教育長>

ありがとうございました。

すべての委員から御意見いただきました。

最初の論点であります2月12日の時点での意見や論点、疑問点に対する県教育委員会の考え方については、大筋の御了解をいただいたということによろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

若干、字句の整理が必要なところがありますけれども、それを整理させていただいた上で事前にお送りさせていただきたいと思っております。

それから、2点目の論点につきましてですが、そろそろ教育委員会としての判断をすべき時期ではないかという御意見がございました。そういたしますと、3月26日に臨時の教育委員会を予定しているわけですが、そこでこの計画案を付議させていただくと。また、3月18日の懇談会の意見も踏まえて可否について判断をしていただくと。それによろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

わかりました。それでは、そのようにいたします。

なお、本日このような議論を公開で行っておりますので、3月18日の

第2回懇談会の冒頭の県教育委員会の挨拶の中で、18日の第2回懇談会で出た御意見を26日の教育委員会で報告した上で計画案を付議し、審議してもらうことを申し述べさせていただきたいと思います。

では、以上、よろしいでしょうか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

ほかに今の懇談会について御意見はございますでしょうか。
よろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

なければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<廣瀬教育長>

議第1号「山形県金峰少年自然の家の指定管理者の指定について」、文化財・生涯学習課 生涯学習振興室長から説明してください。

<生涯学習振興室長>

それでは、議第1号について御説明申し上げます。

資料の1-1ページを御覧ください。

山形県金峰少年自然の家の指定管理者の指定について、このたび県議会2月定例会で議決を受けたことから、地方自治法第244条の2第3項の規定により、庄内アソビバプロジェクトを指定管理者として指定することをお諮りするものでございます。

これからの主な日程は、本委員会で議決いただいた後、指定管理者の指定について通知し、その後包括協定の内容を協議し、年度内に協定の締結を行うこととしております。そして、4月1日には年度協定書を締結し、指定管理業務の開始となります。

以上、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

<廣瀬教育長>

ただいまの説明について御意見、御質問はございますでしょうか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長>

次に、議第2号「山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、スポーツ保健課長から説明してください。

<スポーツ保健課長>

議第2号について、御説明申し上げます。

資料2-1ページを御覧ください。

この度の議案は「山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一

部を改正する規則の制定について」をお諮りするものです。県立高等学校の体育施設開放事業につきましては、学校教育に支障のない範囲で地域住民のスポーツ活動の利用に供することを目的に行っております。今回の提案は、県立山形中央高等学校より地域住民のニーズがあることから、同校の第2グラウンドを開放したい旨の申出があり、規則を改正するものでございます。

2-2ページの新旧対照表を御覧願います。表の右側の改正案の枠のとおり、山形県立山形中央高等学校1校が追加されまして、対象が21校となります。以上、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問はございますでしょうか。

<山川委員> これは当然、学校の運営に支障が無い範囲ですよ。

<スポーツ保健課長> 支障がない範囲でございます。

<廣瀬教育長> よろしいですか。

<各委員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次の議第3号及び議第4号は人事に関する案件であるため、これより秘密会としていかがですか。

<各委員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第3号及び議第4号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<廣瀬教育長> これで、第1067回教育委員会を閉会いたします。